

公

告

○ 消防法による命令の公告

(消防・中川消防署予防課)

34

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則の一部を改正する規則（第10号）

1 改正内容

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）等の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条から第11条、別表、第 2号様式、第 3号様式及び第 5号様式から第10号様式関係）

2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行します。
- (2) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請（協議）書及び届出書は、この規則による改正後の名古屋市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなします。
- (3) この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて設置されている標識は、新規則の規定に基づいて設置されたものとみなします。
- (4) この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができることとします。

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第11号）

1 改正内容

保険料等の減免について、規定の整備を行います。（附則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第10号

名古屋市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則（平成17年名古屋市規則第207号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第6条第2項」を「第16条第2項」に改める。

第3条中「第6条第1項」を「第16条第1項」に、「第8条第1項各号」を「第18条第1項各号」に改める。

第4条第1項中「第16条第2項」を「第37条第2項」に改め、同条第2項中「第16条第3項」を「第37条第3項」に改め、同条第3項中「第16条第4項」を「第37条第4項」に、「第14条」を「第35条」に改め、同条第4項中「第8条第1項各号」を「第18条第1項各号」に、「第8条第2項及び第3項」を「第18条第2項及び第3項」に改める。

第5条中「第9条」を「第30条」に改める。

第6条中「第9条」を「第30条」に改め、同条第1号中「とき」を「とき。」

に改める。

第 7 条中「第16条第 1 項」を「第26条第 1 項」に改める。

第 8 条中「第16条第 2 項」を「第26条第 2 項」に改める。

第 9 条中「第17条第 2 項」を「第38条第 2 項」に、「第11条」を「第32条」に、「第 9 条」を「第30条」に改める。

第10条第 1 号中「第17条第 3 項」を「第38条第 3 項」に改め、同条第 2 号中「第20条第 3 項」を「第41条第 3 項」に改め、同条第 3 号中「第24条第 1 項」を「第45条第 1 項」に改める。

第11条第 1 号中「第21条第 2 項」を「第42条第 2 項」に改め、同条第 2 号中「第34条第 5 項」を「第77条第 5 項において準用する法第74条第 2 項」に改める。

別表中「第 9 条」を「第30条」に、「第14条」を「第35条」に、「第16条第 1 項」を「第37条第 1 項」に、「第18条第 1 項」を「第39条第 1 項」に、「第 25条第 1 項」を「第46条第 1 項」に、「第16条第 3 項」を「第37条第 3 項」に、「第17条第 1 項」を「第38条第 1 項」に改める。

第 2 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「第16条第 1 項」を「第37条第 1 項」に、「第16条第 4 項」を「第37条第 4 項」に、「第14条」を「第35条」に改める。

第 3 号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、「第16条第 3 項」を「第37条第 3 項」に改める。

第 5 号様式中「第11条」を「第32条」に改める。

第 6 号様式中「第 9 条」を「第30条」に改める。

第 7 号様式中「第20条第 1 項」を「第41条第 1 項」に改める。

第 8 号様式中「第23条第 1 項」を「第44条第 1 項」に改める。

第 9 号様式中「第21条第 1 項」を「第42条第 1 項」に改め、同様式備考中「縦65ミリメートル、横90ミリメートル」を「縦55ミリメートル、横91ミリメートル」に改める。

第10号様式中「第34条第 1 項」を「第77条第 1 項」に改め、同様式備考中「縦65ミリメートル、横90ミリメートル」を「縦55ミリメートル、横91ミリメートル」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請（協議）書及び届出書は、この規則による改正後の名古屋市特定都市河川浸水被害対策法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて設置されている標識は、新規則の規定に基づいて設置されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 2月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第11号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第 4条中「令和 4年 2月28日」を「令和 5年 2月28日」に改める。

附則第 5条中「令和 4年 3月」を「令和 5年 3月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第59号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号エに該当します。

令和 4年 2月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区潮風町67番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第60号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 4年 2月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名駅さくら医院・ 名古屋歯科	名古屋市中村区太閤一丁目20番 9号	令和 3年11月 1日
ないとうこころの クリニック	名古屋市守山区日の後 710番地の 1	令和 3年12月 3日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名駅さくら医院・ 名古屋歯科	名古屋市中村区太閤一丁目20番 9号	令和 3年11月 1日

医療法人清翔会名 古屋ルミナス歯科 ・矯正歯科	名古屋市中川区五月通 2丁目37番地	令和 3年11月 1日
なごやか歯科	名古屋市南区浜田町 2丁目36番地の 1	令和 3年11月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
薫風薬局いまいけ 店	名古屋市千種区今池三丁目15番 6号	令和 3年11月 1日
V・d r u g下之 一色薬局	名古屋市中川区下之一色町字宮分 149番地の 1	令和 3年12月 1日
にじいろ調剤薬局	名古屋市南区弥生町 100番地の 1	令和 3年11月 1日
コスモス調剤薬局 つつじが丘店	名古屋市名東区つつじが丘 621番地	令和 3年12月 1日
愛知にじいろ調剤 薬局梅森店	名古屋市名東区梅森坂五丁目 1番地 の 3	令和 3年11月 1日
マイタウン薬局引 山店	名古屋市名東区引山四丁目 423番地	令和 3年12月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーシ ョンh a b a t a k i	名古屋市中村区十王町 6番17号	令和 3年12月 1日

聖霊病院訪問看護 ステーション	名古屋市昭和区川名山町56番地の 1	令和 3年11月 1日
スギ訪問看護ステ ーション野立橋	名古屋市中川区清川町 4丁目 1番地 の18	令和 3年12月 1日
学研ココファン・ ナーシング名古屋	名古屋市南区平子一丁目 2番46号	令和 3年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第61号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 2月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	名古屋アイクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市熱田区波寄町25番 1号
	新	名古屋市熱田区波寄町24番14号
変 更 年 月 日	令和 3年11月24日	

2 歯科

医 療 機 関 名	西大曾根歯科医院	
所 在 地	旧	名古屋市北区杉栄町 2丁目52番地
	新	名古屋市北区杉栄町 3丁目66番地
変 更 年 月 日	令和 3年10月14日	

医 療 機 関 名	旧	医療法人瑞翔会浅見矯正歯科クリニック
-----------	---	--------------------

	新	医療法人瑞翔会栄駅前矯正歯科クリニック
所在地		名古屋市中区錦三丁目15番15号
変更年月日		令和 3年 8月 1日

医療機関名		にしだ歯科
所在地	旧	名古屋市中川区西中島一丁目 103番地
	新	名古屋市中川区中島新町四丁目1411番地
変更年月日		令和 3年12月 1日

3 訪問看護ステーション

医療機関名		こはる訪問看護ステーション
所在地	旧	名古屋市港区九番町 5丁目 3番地の 1
	新	名古屋市港区港栄一丁目 8番23号
変更年月日		令和 3年10月25日

医療機関名	旧	訪問看護ステーションぷらすワン
	新	訪問看護ステーションボギー天白
所在地		名古屋市天白区元八事二丁目 107番地
変更年月日		令和 3年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第62号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 2月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人仁友会藤田内科小児科医院	名古屋市中村区太閤五丁目 5番 5号	令和 3年11月21日
山内内科	名古屋市天白区植田一丁目2116番地	令和 3年11月12日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
あんどう歯科医院	名古屋市守山区天子田三丁目 106番地	令和 3年11月10日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
パーク薬局	名古屋市守山区大森北二丁目1909番地、1911番地	令和 3年12月 1日
キョーワ薬局梅森店	名古屋市名東区梅森坂五丁目 1番地の 3	令和 3年11月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
スギ訪問看護ステーション野立橋	名古屋市中川区清川町 4丁目 1番地の18	令和 3年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第63号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 2月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
アウル訪問看護ステーション名古屋	名古屋市中川区八熊一丁目 5番18号	令和 3年11月 1日
かえるハピネス訪問看護ステーション	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 3番地の 1	令和 3年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第64号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 2月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人弘鳳会名古屋おぐり眼科	名古屋市中区錦三丁目16番27号	令和 3年11月 1日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社ミドリ薬局小幡店	名古屋市守山区小幡南三丁目 5番 1号	令和 3年12月 6日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第65号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 2月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
渡邊鍼灸マッサー ジ	名古屋市東区大幸四丁目 3番27号	令和 3年11月13日
渡邊 勇斗		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

からだ元気治療院 長久手店	愛知県長久手市杣ヶ池 210	令和 3年11月 1日
島上 晴樹		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
渡邊鍼灸マッサー ジ	名古屋市東区大幸四丁目 3番27号	令和 3年11月13日
渡邊 勇斗		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
からだ元気治療院 長久手店	愛知県長久手市杣ヶ池 210	令和 3年11月 1日
島上 晴樹		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第66号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 2月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
やまもと鍼灸院	名古屋市港区明正一丁目 159番地の 1	令和 3年12月 1日
山本 健太郎		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第67号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年 2月22日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 3年12月 8日 3指令住開指第89号	名古屋市港区新茶屋三 丁目 444番外 1筆の各 一部	名古屋市港区高木町三丁 目54番地 丸正クレーン作業株式会 社 代表取締役 板津和博
令和 3年 5月31日 3指令住開指第23号	名古屋市緑区大高町字 坊主山 3番10の一部及 び 3番11外 1筆	名古屋市緑区野末町 411 番地 M. S. T e c h s 株式 会社 代表取締役 間瀬敦紀
平成30年 9月25日 30指令住開指第 123号	(第 2工区) 名古屋市天白区塩釜口 一丁目 415番 1外 2筆 の各一部	名古屋市天白区塩釜口一 丁目 501番地 学校法人名城大学 理事長 立花貞司

令和 3年12月 3日 3指令住開指第92号	(第 1工区) (第 2工区) 名古屋市守山区金屋一丁目 807番	名古屋市中区栄四丁目 5番 3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 林 知秀
---------------------------	--------------------------------------	---

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第68号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前8時45分から午後5時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

令和4年2月22日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市下志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字下志段味字西新外 670 番地
- 3 設立認可の年月日
平成4年9月8日
- 4 変更認可の年月日
令和4年2月22日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第69号

名古屋市森林整備計画案について

森林法（昭和26年法律第 249号）第10条の 5第 1項の規定による名古屋市森林整備計画を変更したいので、同条第 7項において準用する同法第 6条第 1項の規定により次のとおり告示し、名古屋市森林整備計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、名古屋市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに名古屋市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

令和 4年 2月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

令和 4年 2月24日から同年 3月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局都市農業課
（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第70号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 2月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) トヨタファイナンス株式会社

名古屋市西区牛島町 6番 1号

(2) 株式会社名古屋カード

名古屋市中区上前津二丁目 4番 5号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入

(1) 地方自治法第 231条の 2の 3第 1項に規定する指定納付受託者により乗車料金を納付する場合の特例に関する規程（平成24年名古屋市交通局管理規程第22号）に規定する乗車券の料金

(2) I Cカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第 1号）に規定する I Cカード定期券に係るデポジット

3 指定をした日

令和 4年 2月15日

4 指定の期間

令和 4年 2月15日から令和 5年10月31日まで

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市告示第71号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第79条第 1項及び第115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年 2月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
合同会社G I F T	めいゆ〜る	名古屋市西区上 小田井二丁目 173番地	令和 4年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社Z O N N E	Z O N N E	名古屋市中区上 前津二丁目1109 番 2の 6	令和 4年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ラデ ィスト	みゆき訪問看 護ステーショ ン	名古屋市昭和区 下構町 2丁目18 番地の 7	令和 4年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人西口 整形外科	介護老人保健 施設 千音寺	名古屋市中川区 富田町千音寺字 間渡里2834番 1	令和 4年 2月 1日	訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ ビリテーション
株式会社スマ イルケア	スマイルケア 訪問看護ステ	名古屋市港区正 保町 7丁目81番	令和 4年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

	ーション	地		
ソフィアメデイ株式会社	ソフィア訪問看護ステーション天白	名古屋市天白区 向が丘一丁目 1301番地	令和 4年 2月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社サンマリノ	さんまりのヘルパーステーション	名古屋市千種区 今池三丁目 2番 9号	令和 4年 2月 1日	訪問介護
合同会社G I F T	めいゆ〜る	名古屋市西区上 小田井二丁目 173番地	令和 4年 2月 1日	訪問介護
株式会社K E I	訪問介護事業所あいとわ中村支店	名古屋市中村区 豊国通 4丁目23 番地	令和 4年 2月 1日	訪問介護
株式会社Z O N N E	Z O N N E	名古屋市中区上 前津二丁目1109 番 2の 6	令和 4年 2月 1日	訪問介護
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ八事	名古屋市昭和区 山手通 5丁目 7 番地の 3	令和 4年 2月 1日	訪問介護
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ新瑞橋	名古屋市瑞穂区 姫宮町 2丁目 1 番地の 5	令和 4年 2月 1日	訪問介護

プロダクションベース株式会社	訪問介護センターすみれ	名古屋市中川区 高畑五丁目68番地	令和 4年 2月 1日	訪問介護
株式会社アークス	訪問介護ステーション 1・3・8	名古屋市南区元 柴田東町 1丁目 14番地の 1	令和 4年 2月 1日	訪問介護
株式会社ぶりす	訪問介護ぶりす	名古屋市守山区 中志段味東山島 2087番地	令和 4年 2月 1日	訪問介護
株式会社フリーウォーク	風の丘リハビリセンター鳴海	名古屋市緑区大 清水二丁目1005 番地	令和 4年 2月 1日	通所介護
合同会社アンケアセンター	a n c a r e 名東	名古屋市名東区 猪子石原三丁目 805番地	令和 4年 2月 1日	訪問介護
株式会社B a r o n	あおぞら介護 訪問介護事業 J i l l	名古屋市天白区 植田山五丁目 1312番地	令和 4年 2月 1日	訪問介護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社アコード	ケアプランかなえ	名古屋市守山区 小幡四丁目14番 25号	令和 4年 2月 1日	居宅介護支援
K T C あおぞら株式会社	ケアプランはなのき	名古屋市名東区 藤が丘 128番地	令和 4年 2月 1日	居宅介護支援

株式会社シャ イン	ひかり居宅介 護支援事業所	名古屋市天白区 鴻の巣二丁目 502番地	令和 4年 2月 1日	居宅介護支援
--------------	------------------	----------------------------	----------------	--------

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第72号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項、第78条の 5 第 2 項及び第82条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4 年 2 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社 R I S E	訪問介護 W I N D S	名古屋市守山区 大字中志段味字 東山島2087番地	令和 3 年 12 月 24 日	訪問介護
株式会社クオ リティライフ	訪問介護本舗 みまもり	名古屋市北区光 音 寺 町 字 野 方 1907 番地の 205	令和 3 年 12 月 27 日	訪問介護
株式会社ユナ イテッド	りんのはなへ ルパーステー ション	名古屋市緑区砂 田二丁目 511 番 地	令和 3 年 12 月 27 日	訪問介護
株式会社なご や介護サービ ス	なごや介護サ ービス	名古屋市中村区 烏 森 町 7 丁 目 269 番地	令和 3 年 12 月 28 日	訪問介護

2 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
日本シニアライフ株式会社	デイサービス ラスベガス 徳川	名古屋市東区徳 川二丁目 5 番 5 号	令和 3年 12月 2日	地域密着型通所介 護
株式会社ミニ ネット	デイサービス いちょう	名古屋市緑区大 清水二丁目1005 番地	令和 3年 12月24日	地域密着型通所介 護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人真晴 会岡本クリニ ック	夢殿介護支援 サービス	名古屋市中川区 横堀町一丁目31 番地 2	令和 3年 12月 3日	居宅介護支援
株式会社エデ ン	ケアプラン エデン	名古屋市名東区 文教台二丁目 405番地	令和 3年 12月27日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市上下水道局管理規程第5号

名古屋市上下水道局職員き章規程等の一部を次のように改正する。

令和4年2月24日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(名古屋市上下水道局職員き章規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員き章規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）」を削る。

(名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「（当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）」を削る。

第22条第1項各号及び第3項中「（当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報を含む。）」を削る。

(名古屋市上下水道局職員の住居手当に関する規程の一部改正)

第3条 名古屋市上下水道局職員の住居手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」を削る。

(名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第4条 名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

(名古屋市上下水道局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部改正)

第5条 名古屋市上下水道局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第36号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られる情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。)」及び「又は記録」を削る。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

消防法による命令の公告

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の 4第 1項の規定に基づき命令を行ったので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により、次のとおり公告します。

令和 4年 2月24日

名古屋市中川消防署長 伊 藤 一 義

1 防火対象物の所在地及び名称

名古屋市中川区昭明町 4丁目29番地の 2

株式会社松洋製作所・株式会社ショウヨウカンパニーリミテッド

2 命令を受けた者の氏名又は名称

株式会社ショウヨウカンパニーリミテッド 代表取締役 松浦 永治

株式会社松洋製作所 代表取締役 松浦 文子

松浦 伸昭

3 命令の内容

令和 4年 6月14日までに、自動火災報知設備を消防法施行令第21条及び消防法施行規則第23条から第24条の 2まで並びに火災予防条例第49条に規定する設置及び維持に関する技術上の基準に基づき設置すること。

4 命令を発した日

令和 4年 2月14日

名古屋市中川消防署予防課